

京都会館条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第66号）

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）

京都会館の再整備に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 設置目的の変更

設置の目的を、文化芸術の創造及び振興による市民の豊かな生活の形成に資するため、音楽、演劇、舞踊等の公演その他の文化的な催物等の用に供するとともに、市民に憩いの場を提供することに変更します。

2 事業の追加

京都会館において新たに次に掲げる事業を行うこととします。

- (1) 音楽、演劇、舞踊等の公演その他の文化的な催物の企画及び実施
- (2) 憩いの場を提供するための事業

3 利用料金制度の導入

貸出施設の利用料金を指定管理者の収入として収受させることとします。

4 新たな施設についての利用料金の上限額の設定

貸出施設について、次のとおり利用料金の上限額を設定します。

区 分		利 用 料 金			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
大ホール	日曜日、土曜日 及び休日	円 216,000	円 392,000	円 496,000	円 960,000
	その他の日	165,000	301,000	380,000	736,000
	中ホール	日曜日、土曜日 及び休日	105,000	189,000	239,000
	その他の日	80,000	147,000	182,000	357,000
小ホール	日曜日、土曜日 及び休日	23,000	29,000	35,000	78,300
	その他の日	17,800	22,200	26,700	60,100
楽屋兼レッスン室		4,400	6,100	7,000	15,800
会 議 室		4,400	6,100	7,000	15,800
中庭その他の構内地		1平方メートルにつき			250
付 属 設 備		別に定める。			

備考 大ホール又は中ホールについて、次に掲げる場合は、低廉な利用料金を設定します。

- (1) 入場料を徴収しない催物で、営業その他これに類する目的を有しないものに利用する場合
- (2) 会館で行う催物の準備、練習等のために利用する場合
- (3) 1階席以外の客席を利用しない場合

5 施設の供用時間及び施設を供用しない日の変更

施設の供用時間及び施設を供用しない日を次のとおり変更します。

区 分	供 用 時 間	供 用 し な い 日
貸 出 施 設	午前9時から午後10時まで	指定管理者が市長の承認を得て定める。
そ の 他 の 施 設	指定管理者が市長の承認を得て定める。	

この条例は、市規則で定める日から施行することとします。ただし、次項の規定については、公布の日から施行することとしました。

(準備行為)

利用の許可の申請その他京都会館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

京都会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 66 号

京都会館条例の一部を改正する条例

京都会館条例の一部を次のように改正する。

第1条中「本市における文化の振興及び」を「文化芸術の創造及び振興による」に改め、「供する」の右に「とともに、市民に憩いの場を提供する」を加える。

第2条第1号中「催物の」の右に「企画及び実施並びに当該催物の」を加え、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 憩いの場を提供するための事業

第4条を次のように改める。

(供用時間及び供用しない日)

第4条 会館の施設の供用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、同表1の項に掲げる施設（以下「貸出施設」という。）の供用時間を変更することができる。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、会館の施設ごとに供用しない日を設けることができる。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「会館を使用しよう」を「貸出施設を利用しよう」に改める。

第6条の見出しを「(利用制限)」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同条第2号を同条第4号とし、同条第1号中「使用者」を「利用者」に改め、同号を同条第3号とし、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 不正な手段により利用の許可を受けたとき。

第7条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「別表に掲げる使用料を納入しなければ」を「指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第7条第3項を削る。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条本文中「既納の使用料」を「既に支払われた利用料金」に改める。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第10条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用しよう」を「利用しよう」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に改める。

第11条中「使用者」を「利用者」に改める。

第12条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に改める。

別表備考以外の部分を次のように改める。

区 分		利 用 料 金			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
大ホール	日曜日、土曜日 及び休日	円	円	円	円
	216,000	392,000	496,000	960,000	
	その他の日	165,000	301,000	380,000	736,000
中ホール	日曜日、土曜日 及び休日	105,000	189,000	239,000	465,000
	その他の日	80,000	147,000	182,000	357,000
	その他の日	17,800	22,200	26,700	60,100
小ホール	日曜日、土曜日 及び休日	23,000	29,000	35,000	78,300
	その他の日	17,800	22,200	26,700	60,100
	楽屋兼レッスン室	4,400	6,100	7,000	15,800
	会議室	4,400	6,100	7,000	15,800
	中庭その他の構内地	1平方メートルにつき			250
	付属設備	別に定める。			

別表備考1中「午後10時までの」の右に「、「全日」とは午前9時から午後10時までを」を加え、同備考3中「第一ホール又は第二ホール」を「大ホール又は中ホール」に、

「使用者」を「利用者」に改め、「もの」の右に「(以下「特定催物」という。)」を加え、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金の上限額」に改め、同備考4を次のように改める。

4 大ホール又は中ホールを会館で行う催物の準備、練習等のために利用する場合の利用料金の上限額は、次に掲げる区分に応じ、この表に掲げる額に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 当該催物が特定催物である場合 10分の5

(2) その他の場合 10分の7

別表備考6中「開館時間」を「供用時間」に、「使用時間」を「利用時間」に、「使用料は」を「利用料金の上限額は」に、「使用料との」を「額との」に、「つど」を「都度」に改め、同備考6を同備考7とし、同備考5中「使用時間」を「利用時間」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金の上限額」に改め、同備考5を同備考6とし、同備考4の次に次のように加える。

5 大ホール又は中ホールの1階席以外の客席を利用しない場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額（3又は4の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額）の10分の9に相当する額とする。この場合において、当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

別表を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1（第4条関係）

区 分	供 用 時 間
1 (1) 大ホール (2) 中ホール (3) 小ホール (4) 楽屋兼レッスン室 (5) 会議室 (6) 中庭その他の構内地（指定管理者が専ら第2条第3号に掲げる事業の用に供するための施設を除き、集客を目的としてその全部又は一部	午前9時から午後10時まで

	を独占して利用する場合に限る。)	
2	そ の 他 の 施 設	指定管理者が市長の承認を得て定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用の許可の申請その他京都会館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)